

交野市放課後児童会傷害及び賠償責任保険仕様書

本仕様書は、交野市放課後児童会において、事故等が発生した場合にその障害等を負った者に対して傷害及び賠償に関する補償を備えるため、加入する保険の内容を定めるものである。

1. 保険対象事業

交野市放課後児童会

2. 保険対象者

交野市放課後児童会に登録のある児童

3. 契約期間

令和5年4月1日(土)から令和6年7月1日(月)までの1年3か月

4. 保険種別

傷害補償及び賠償責任補償

5. 保険契約者

交野市

6. 保険料負担

市が全額負担するものとし、保険料は3月末日までに支払うものとする。なお、確定精算は省略するものとする。

7. 保険料の計算基礎

①児童数(定員):985人(令和4年4月時点)*

*医療ケアが必要な児童を含む。

②施設数:11箇所

③合計延床面積:90282.7 m²*²

*²内訳 ・11児童会施設内面積 2228.7 m²

・運動場面積 7,200 m²×9校=86629 m²

・郡津児童会分室広場面積 1233 m²

④対象日数:通常開設:202日(授業終了時から午後7時00分まで開設)

長時間開設:82日

(土曜日及び春・夏・冬休み期間等の学校休業日は午前7時30分から午後7時00分まで開設)

8. 対象の事故

- ・交野市が放課後児童会を開設する上記日数での活動中の事故（施設外の活動を含む。）
- ・児童会が主催する遠足等の野外活動を含む。
- ・学校及び自宅から当該児童会までの通会経路中の事故（但し、学校管理下の事故を除く。）

9. 補償内容

（傷害保険）

- ・通院治療（日額）：2,000 円
- ・入院治療（日額）：3,000 円
- ・死亡・後遺障害：500 万円

※ただし、入院及び通院ともに 1 日目からの補償とすること。

（賠償責任保険）

- ・在籍児童及び第三者に対する損害

◇身体賠償：1 名につき 1 億円

1 事故につき 5 億円

◇財物賠償：1 事故につき 500 万円

※生産物賠償責任（児童会で提供したおやつでの賠償）も補償とすること。

10. 保険請求の事務手続き

事故発生後から請求、保険金の振込みまでの流れは下記のとおりとする。

①事故発生（被災者：Aさん）

②児童会指導員が所定の事故報告書を作成し、青少年育成課に送付。

③青少年育成課が受付後、保険会社に事故報告書を送付。

④保険会社よりAさん宅に保険請求申請書類を送付。

※書類送付は青少年育成課からの通知から約 1 週間後までに発送すること。

※以降の申請書類の提出にかかる経費（郵送料、通信料等）は保険会社が負担。

⑤Aさん宅より保険会社に保険請求申請書類が返送。

⑥給付審査後に指定口座（Aさん宅指定）に保険金の振込処理を行う。

※保険会社にAさん宅からの申請書類が到着後、1 か月以内に振込処理を行う。

※申請を棄却する場合、1 か月以内にAさん宅及び青少年育成課にその旨を通知。

11. 保険請求事務等に関する保険引き受け会社の役割

- ・事故報告書や保険金請求に係る審査及び支払手続き
- ・示談交渉が必要な場合は、当事者間で円満に事故解決するための協力

12. 実績報告書の提出

- ・事故受付件数、保険金支払件数及び支払い額につき、年2回実績報告を行う。報告は、4月～9月末日までの実績を10月末日までに、10月～3月末日までの実績を4月末日、翌年4月～6月末日までの実績を7月末日までに提出すること。
- ・その他、市が必要と認めるときは実績又は必要な情報を提出すること。提出する実績や情報は、電子データで求めることがある。

13. その他

- ・本仕様書に記載されていない事項であっても、当然必要と思われる事項については、発注者である青少年育成課と協議の上、保険引き受け会社の責任において処理するものとする。その他、疑義が生じた場合は、発注者である青少年育成課と保険引き受け会社が協議の上これを定める。